

徳島県情報公開審査会答申第47号

徳島県の情報公開制度の
在り方について（答申）

平成17年7月
徳島県情報公開審査会

答申に当たって

徳島県情報公開審査会は、平成17年6月17日に知事から「徳島県の情報公開制度の在り方について」の諮問を受けました。

今般の諮問事項は、本県が来年4月から、公の施設の管理運営について「指定管理者制度」を導入するに当たり、この指定管理者の情報公開制度をどのようにすべきか、更には土地開発公社及び住宅供給公社の情報公開制度や公務員の氏名の公開についてであります。これを受けて当審査会は、慎重に審議を重ね、ここにその結果を答申として取りまとめました。

知事におかれましては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、速やかに徳島県情報公開条例の改正など必要な措置を講じられ、より一層「オープンとくしま」にふさわしい情報公開制度の確立に努められるようご期待申し上げます。

平成17年7月27日

徳島県情報公開審査会
会 長 松 尾 博

目 次

第 1	指定管理者の情報公開制度	1
第 2	土地開発公社及び住宅供給公社の情報公開制度	2
第 3	公務員の氏名の公開	3
	(審査会の要望)	4
参考	徳島県情報公開審査会審議経過及び委員名簿	5

第 1 指定管理者の情報公開制度

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者に、当該施設の管理に係る部分について、情報公開制度を導入するよう義務づけるべきである。

【説 明】

情報公開条例は、実施機関即ち県の機関の情報公開制度を規定しているものである。県とは別個の独立した人格を有する法人で2分の1以上の出資等をしているものに、その法人自身が自主的に情報の公開に努めることとする旨の努力義務を情報公開条例第31条で規定しているのは、「特に県の関与が著しい法人については、その業務が県の業務と密接に関連していることから、県民に対し情報を公開する必要性が高い」ことが理由である。

指定管理者制度は、その対象がこのような法人に限定されず、営利企業、NPO法人、また地域団体等を含む民間事業者が対象になりうるものであり、更には、従来管理委託制度と異なり、公の施設の管理を「代行させる」ものである。

したがって、指定管理者が民間事業者であろうとも、県の業務を代行するものであり、当該公の施設を管理する部分については、県民に対し情報を公開する必要性は出資法人以上に高いものと考えられる。

よって、指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する部分に限り、情報公開を行うための必要な措置を講ずることを義務づけるべきである。

第2 土地開発公社及び住宅供給公社の情報公開制度

土地開発公社及び住宅供給公社を条例の実施機関とするべきである。

【説明】

徳島県土地開発公社及び徳島県住宅供給公社は、情報公開条例第31条に規定する情報公開の努力義務の対象法人として、平成14年4月からそれぞれ独自の情報公開制度を設けて情報公開を推進してきた実績がある。

両公社は、一般の出資法人と異なり、土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」、住宅供給公社は「地方住宅供給公社法」を根拠にし、ともに 地方公共団体が設立する、 地方公共団体のみが出資者となる、 土地開発公社の役員並びに住宅供給公社の理事長及び監事は設立団体の長が任命するとされていることなどから、地方公共団体の分身というべきものである。

よって、両公社については、これまでの自主的な情報公開の推進の取り組みも勘案し、条例の実施機関とするべきである。

第3 公務員の氏名の公開

公務員の氏名を公開することを条例中に明記すべきである。
ただし、「警察職員の氏名」や「当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」については、一定の配慮を行うことが適当である。

【説明】

現在、条例では、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めているが、当該個人が公務員である場合の当該公務員の職及び職務遂行の内容については、たとえ特定の公務員が識別される結果となるにしても、個人に関する情報として非公開とはしないとする趣旨から、公開することを明記している。

一方、公務員の氏名については、条例中に公開する旨の明記はないが、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして、従来から公開されているところである。

そこで、公務員の氏名については、公務員の業務の公益性や、公開することを県民に明確に示すという意味から、公開することを条例中に明記すべきである。

ただし、現在公開していない「警察職員の氏名」については、その職務の特殊性を勘案し、公開することにより当該職員又はその家族などに不利益を与えたり、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、一定の配慮を行う必要がある。

また、警察職員以外の公務員についても、現在公開しないこととしている「当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」については、一定の配慮を行う必要がある。

(審査会の要望)

今回、徳島県の情報公開制度の在り方について答申を行うに当たり、次の点もあわせて要望したい。

積極的な情報提供と情報公表制度の充実

情報公開制度は、広義には行政機関等が、その保有する情報を外部の者に提供することを意味している。

この情報公開制度は、行政機関等が任意に進んで情報を提供する「情報提供施策」、行政機関等に特定の情報の公表を義務づける「情報公表制度」、さらには、行政機関等が住民の請求に基づき義務的に公文書を公開する「公文書公開請求制度」に分けられる。

しかし、ややもすればこの情報公開制度を、「公文書公開請求制度」だけの狭い領域でとらえる向きがまだ少なくない。「オープンとくしま」にふさわしい情報公開制度は、これら3つの施策制度の更なる充実を図るとともに、総合的な展開と相互補完の機能をフルに発揮させてこそ確立されることを強調したい。

条例第29条及び第30条に規定する「情報提供施策の拡充」及び「情報の公表制度の拡充」については、これまで「情報提供施策の推進に関する要綱」を制定し、取り組んできたところであるが、なお一層その充実に努め、より開かれた県政の推進を図っていただきたい。

徳島県情報公開審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第37回	平成17年6月17日	諮問 審議
第38回	平成17年7月6日	審議
第39回	平成17年7月25日	審議

徳島県情報公開審査会委員名簿

(平成17年7月27日現在)

氏名	職業等	備考
井 関 佳穂理	公認会計士、税理士	
喜 田 芳 文	弁護士	
古 本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松 尾 博	元徳島新聞社論説委員長	会 長
三 谷 淳 二	社会福祉法人博友会理事	会長職務代理者

(五十音順)